

【表紙】

【提出書類】 半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第1号
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2025年11月13日
【中間会計期間】 第12期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
【会社名】 株式会社シーウーシー
【英訳名】 CUC Inc.
【代表者の役職氏名】 代表取締役 濱口 慶太
【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦三丁目1番1号
【電話番号】 03(5005)0808(代表)
【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画本部 本部長 大橋 悠介
【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦三丁目1番1号
【電話番号】 03(5005)0808(代表)
【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画本部 本部長 大橋 悠介
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 中間連結会計期間	第12期 中間連結会計期間	第11期
会計期間	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上収益 (百万円)	21,611	26,291	47,043
税引前中間利益又は税引前利益 (百万円)	3,180	1,397	5,246
親会社の所有者に帰属する中間 (当期) 利益 (百万円)	2,009	612	3,131
親会社の所有者に帰属する中間 (当期) 包括利益 (百万円)	560	405	2,212
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	27,933	30,161	29,678
総資産額 (百万円)	70,223	94,140	85,167
基本的1株当たり中間(当期)利益 (円)	68.51	20.89	106.81
希薄化後1株当たり中間(当期)利益 (円)	68.51	20.89	106.81
親会社所有者帰属持分比率 (%)	39.8	32.0	34.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,916	2,365	2,503
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,024	3,397	4,450
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,098	6,881	7,599
現金及び現金同等物の中間期末(期末) 残高 (百万円)	13,163	13,324	7,533

(注) 1. 当社は要約中間連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 上記指標は、国際会計基準（以下「IFRS」という。）により作成された要約中間連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいています。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において入手可能な情報に基づいて判断したもので
す。

当社グループのミッション（使命）は「医療という希望を創る。」です。このミッションに基づき、当社グループ
は、患者に向けては「患者視点の医療をひとりでも多くの方へ提供できる環境を創る。」、医療機関に向けては「地
域に求められ、働きがいのある職場環境を創る。」、そして社会に向けては「医療課題の解決によって健全で持続可
能な社会を創る。」ことを目指して様々なサービスを展開しています。

なお、報告セグメントについては、医療機関セグメント、ホスピスセグメント、居宅訪問看護セグメント及びメ
ディカルケアレジデンスセグメントとして事業を展開しています。

医療機関セグメントでは、国内においては病院、訪問診療クリニック、透析クリニック、外来クリニック等を運営
する医療機関に対して経営支援サービス(経営戦略策定・経営管理支援、マーケティング支援、IT・経理・総務等支
援、人事・採用機能支援等に加えて、M&A・PMI支援、新規クリニック開設支援、病床転換支援等のプロジェクト受
注)を提供し、海外においては、米国では足病及び下肢静脈疾患クリニックの運営等、東南アジアでは医療機関に対
する経営支援等を行っています。

ホスピスセグメントでは、ホスピス型住宅の入居者に提供するサービスの質を最重要視した上で、既存のホスピス
型住宅の入居者増加に加え、看取り機能が脆弱な地域を中心にホスピス型住宅の新規展開を加速し、より多くの医療
依存度の高い（がん末期、神経難病等を患有）入居者向けに訪問看護及び訪問介護を提供しています。

居宅訪問看護セグメントでは、利用者に提供するサービスの質を最重要視した上で、既存の訪問看護ステーション
の利用者拡大に加え、新規エリアへの訪問看護ステーションの新規開設を行い、居宅の利用者向けに訪問看護を提供
しています。

メディカルケアレジデンスセグメントでは、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及びリハビリ強
化型デイサービスの運営や施設入居者への定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを展開しています。今後は、
既存施設の稼働率改善、介護需要が高い地域への新規開設を行なながら、より医療依存度、要介護度の高い入居者
(要介護度3-4程度の方)の受け入れを推進していきます。

(1) 財政状態の概況

(資産)

資産合計は、前連結会計年度末比8,972百万円増の94,140百万円となりました。流動資産については、前連結会計年度末比6,741百万円増の27,261百万円となりました。これは主に国内のホスピス建設資金の補充を目的として長期借入金の借り入れを行ったことにより、現金及び現金同等物が5,791百万円増加したことによるものです。非流動資产については、前連結会計年度末比2,231百万円増の66,878百万円となりました。これは主にホスピス型住宅の増加に伴い有形固定資産が2,386百万円増加したことによるものです。

(負債)

負債合計は、前連結会計年度末比8,536百万円増の63,417百万円となりました。これは主に国内のホスピス建設資金の補充を目的として長期借入金の借り入れ9,700百万円を行ったことによるものです。

(資本)

資本合計は、前連結会計年度末比436百万円増の30,723百万円となりました。これは主に親会社の所有者に帰属する中間利益の計上により利益剰余金が612百万円増加したことによるものです。

(2) 経営成績の状況

当中間連結会計期間の業績は、以下のとおりです。なお、「メディカルケアレジデンス」は前第3四半期連結会計期間より新たに報告セグメントとして追加したため、前年同期との比較は記載していません。

また、EBITDAの計算式は次のとおりです。

$$\text{EBITDA} = \text{営業利益} + \text{減価償却費及び償却費} \pm \text{その他の収益・費用}$$

(当間連結会計期間の業績)

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	比較増減	
売上収益	21,611	26,291	+ 4,679	+ 21.7%
営業利益	3,047	1,711	1,336	43.9%
税引前中間利益	3,180	1,397	1,783	56.1%
親会社の所有者に帰属する中間利益	2,009	612	1,396	69.5%
EBITDA	4,169	3,713	456	10.9%

(セグメントの業績)

(単位：百万円)

		前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	比較増減	
医療機関	セグメント売上 収益	8,903	8,225	678	7.6%
	セグメント利益	2,201	1,475	725	33.0%
	EBITDA	2,679	1,812	867	32.4%
ホスピス	セグメント売上 収益	6,705	7,936	+ 1,231	+ 18.4%
	セグメント利益 又は損失()	690	139	551	79.8%
	EBITDA	1,145	811	334	29.2%
居宅訪問看護	セグメント売上 収益	6,077	6,517	+ 440	+ 7.2%
	セグメント利益	540	657	+ 117	+ 21.7%
	EBITDA	776	870	+ 95	+ 12.2%
メディカルケ アレジデンス	セグメント売上 収益	-	3,797	-	-
	セグメント利益 又は損失()	-	96	-	-
	EBITDA	-	681	-	-
その他	セグメント売上 収益	83	41	42	50.6%
	セグメント利益	55	10	65	-
	EBITDA	8	7	15	-
調整額(注)	セグメント売上 収益	157	226	69	-
	セグメント利益	439	454	16	-
合計	セグメント売上 収益	21,611	26,291	+ 4,679	+ 21.7%
	セグメント利益	3,047	1,711	1,336	43.9%
	EBITDA	4,169	3,713	456	10.9%

(注) 調整額は「第4 経理の状況 1 要約中間連結財務諸表 注記 5. セグメント情報」に記載しているものと同様で
す。

医療機関セグメント

国内においては、支援先主要拠点数が堅調に増加した一方、一部の支援先医療機関における収益性悪化を受けて上期中の月額報酬を一時的に減額したことにより、前第1四半期にM&A支援報酬が集中したことの反動減もあり、売上収益が減少しました。海外においては、米国足病領域におけるロールアップ型M&Aが堅調に推移した一方、前中間連結会計期間に発生した過去の営業債権の回収による一過性の売上が剥落したことにより、売上収益は微減となりました。これらの結果、当中間連結会計期間における当セグメントの売上収益は8,225百万円（前年同期比7.6%減）、セグメント利益は1,475百万円（前年同期比33.0%減）、EBITDAは1,812百万円（前年同期比32.4%減）となりました。

ホスピスセグメント

既存施設の稼働率が上昇したことに加えて、前下期以降に開設した新規施設（11施設）の貢献により、当中間連結会計期間における売上収益は7,936百万円（前年同期比18.4%増）となりました。

セグメント利益及びEBITDAについては、新規施設に係る立上げ期の初期赤字及び一部の既存施設の単価が減少したこと等によりセグメント利益は139百万円（前年同期比79.8%減）、EBITDAは811百万円（前年同期比29.2%減）となりました。

居宅訪問看護セグメント

利用者数の増加に伴い、当中間連結会計期間の延べ総ケア時間（注）は642千時間（前年同期比5.8%増）となり、当セグメントの売上収益は6,517百万円（前年同期比7.2%増）となりました。

セグメント利益及びEBITDAについては、ステーションの新規開設に伴う初期費用が発生したものの、利用者数の増加に加えて、看護師及びセラピストの稼働率向上により、セグメント利益は657百万円（前年同期比21.7%増）、EBITDAは870百万円（前年同期比12.2%増）となりました。

（注）当社グループの看護師及びセラピストが利用者に居宅訪問看護サービスを提供した時間の合計。セラピストは理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の総称。

メディカルケアレジデンスセグメント

前第3四半期連結会計期間において、札幌市において住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を運営する株式会社ノアコンツェルの発行済株式のすべてを取得し、連結子会社化しました。服薬支援システム「服やっくん」の販売数が堅調に拡大したことに加えて、訪問看護に係る診療報酬収入が増加した一方、ノアコンツェルが保有する3施設における、ホスピスフロア化に向けた改修に伴う入居抑制により、売上収益は3,797百万円となりました。

セグメント利益及びEBITDAについては、介護士及び看護師の採用等、稼働率及び単価向上に向けた先行投資費用が発生したことにより、セグメント損失は96百万円、EBITDAは681百万円となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における当社グループの売上収益は26,291百万円（前年同期比21.7%増）、営業利益は1,711百万円（前年同期比43.9%減）、EBITDAは3,713百万円（前年同期比10.9%減）となりました。

また、前連結会計年度に発生した米国子会社への貸付の回収に係る為替差益が360百万円剥落したこと等により、税引前中間利益は1,397百万円（前年同期比56.1%減）、親会社の所有者に帰属する中間利益は612百万円（前年同期比69.5%減）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末残高より5,791百万円増加し、13,324百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、2,365百万円の収入（前年同期は1,916百万円の収入）となりました。主に、税引前中間利益1,397百万円、減価償却費及び償却費2,326百万円によるキャッシュ・フローの増加及び営業債権及びその他の債権の増加額269百万円、営業債務及びその他の債務の減少額311百万円、法人所得税の支払額1,216百万円によるキャッシュ・フローの減少によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、3,397百万円の支出（前年同期は2,024百万円の支出）となりました。主にホスピス型住宅の新規開設に伴う有形固定資産の取得による支出3,258百万円によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、6,881百万円の収入（前年同期は5,098百万円の収入）となりました。主に長期借入金による収入9,700百万円、長期借入金の返済による支出1,406百万円、リース負債の返済による支出1,435百万円によるものです。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から重要な変更はありません。

3 【重要な契約等】

(シンジケートローン契約)

当社は、国内ホスピス建設資金及び海外クリニック等買収資金・海外事業資金を目的として、2025年7月22日付の取締役会においてシンジケートローン契約を締結することを決議し、2025年7月28日付で契約締結しました。

シンジケートローン契約の主な内容は以下のとおりです。

(1) 形態

トランシェA：タームローン

トランシェB：コミットメント期間付タームローン

(2) 借入先

トランシェA：株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社SBI新生銀行、

株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社武蔵野銀行

トランシェB：株式会社日本政策投資銀行

(3) 借入金総額

トランシェA：9,700百万円

トランシェB：7,000百万円（契約金額）

(4) 借入実行日

トランシェA：2025年7月30日

トランシェB：2025年7月28日（コミットメント期間開始日）

(5) 返済期限

トランシェA：2035年7月30日

トランシェB：2026年6月30日（コミットメント期間満了日）

(6) 借入金利

基準金利にスプレッドを加算した利率

(7) 担保・保証の有無

無担保・無保証

(8) 主な借入人の義務

以下の財務制限条項を同時に遵守することです。

各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書に記載される資本合計の金額を、前決算期の末日又は2025年3月決算期の末日の連結財政状態計算書における資本合計の金額のいずれか大きい方の金額の75%以上の金額に維持すること

各年度の決算期の連結損益計算書における営業損益について2期連続の赤字を回避すること

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	29,990,400	29,990,400	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株で す。
計	29,990,400	29,990,400	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当中間連結会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

第9回新株予約権(2025年8月27日取締役会決議)

	第9回新株予約権
決議年月日	2025年8月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社執行役員 5 当社子会社取締役 1
新株予約権の数(個)	567(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容(株)	普通株式 56,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	797(注)2
新株予約権の行使期間	2027年9月12日～ 2035年8月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,219 資本組入額 610(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の 承認を要するものとします。
新株予約権の取得に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

新株予約権の付与時点(2025年9月12日)における内容を記載しています。

(注)1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数を、合理的な範囲で調整できるものとします。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とします。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行1株あたりの金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

更に、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額を合理的な範囲で調整できるものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員のいずれもの地位を喪失した場合には、残存する新株予約権を行使することができないものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由に基づく退任または退職であると取締役会が認めた場合は、この限りではないものとします。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。ただし、新株予約権者が2027年9月12日以降に死亡した場合、その法定相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、上記4. の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができます。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとします。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

新株予約権の割当てを受ける者の役職及び役割に応じて別途締結される新株予約権割当契約において設定される財務指標又は非財務指標の達成状況に応じて、当該契約に定める個数の新株予約権を使用することができるものとします。

5. 新株予約権の取得に関する事項は以下のとおりです。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1.に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

前記4.に準じて決定します。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記3.に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定します。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2025年4月1日～ 2025年9月30日	-	29,990,400	-	7,669	-	7,669

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
エムスリー株式会社	東京都港区赤坂一丁目11番44号	18,600	63.45
NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC (常任代理人 シティバンク 工 ヌ・エイ東京支店)	1209 ORANGE STREET, WILMINGTON, NEW CASTLE COUNTRY, DELAWARE 19801 USA (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	1,820	6.21
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,292	4.41
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	870	2.97
BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	PO BOX 1093, QUEENSGATE HOUSE, SOUTH CHURCH STREET GEORGE TOWN CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)	775	2.64
RE FUND 107-CLIENT AC (常任代理人 シティバンク 工 ヌ・エイ東京支店)	MINISTRIES COMPLEX ALMURQAB AREA KUWAIT (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	488	1.66
田邊 隆通	東京都世田谷区	414	1.41
BBH LUX/BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR SMD-AM FUNDS-DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE (常任代理人 株式会社三井住友銀 行)	80 ROUTE D'ESCH LUXEMBOURG LUXEMBOURG (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号)	383	1.31
FIDELITY INVESTMENT TRUST : FIDELITY PACIFIC BASIN FUND (常任代理人 シティバンク 工 ヌ・エイ東京支店)	245 SUMMER STREET, BOSTON, MA 02210, USA (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	303	1.03
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク 工 ヌ・エイ東京支店)	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	250	0.85
合計	-	25,197	85.95

(注) 1.持株数は千株未満を切り捨てて表示しています。

2.持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しています。

3.2024年12月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、濱口慶太氏の2024年11月27日現在の所有株式数が1,820千株であり、同日現在の同氏の株券等保有割合が6.21%である旨が記載されていますが、当社は、同氏の所有株式がNATIONAL FINANCIAL SERVICES LLCの所有株式数に含まれており、同氏の2025年9月30日現在の所有株式数が1,820千株(発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合:6.21%)であることを確認しています。

4.2025年6月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が2025年5月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりです。

大量保有者 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

住所 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

保有株券等の数 1,506千株

株券等保有割合 5.02%

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 675,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,310,800	293,108	-
単元未満株式	普通株式 4,600	-	-
発行済株式総数	29,990,400	-	-
総株主の議決権	-	293,108	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式91株が含まれています。

【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社シーユーシー	東京都港区芝浦三丁目1番1号	675,000	-	675,000	2.25
計	-	675,000	-	675,000	2.25

(注) 上記のほか、単元未満の自己株式91株を保有しています。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 要約中間連結財務諸表の作成方法について

当社の要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しています。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第5編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による期中レビューを受けています。

1 【要約中間連結財務諸表】

(1) 【要約中間連結財政状態計算書】

(単位 : 百万円)

	注記	前連結会計年度 (2025年 3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	12	7,533	13,324
営業債権及びその他の債権	12	12,151	12,946
棚卸資産		160	182
その他の金融資産	12	94	116
その他の流動資産		582	693
流動資産合計		20,520	27,261
非流動資産			
有形固定資産		18,830	21,216
使用権資産		19,401	20,027
のれん		13,665	13,624
無形資産		4,306	4,141
投資不動産		4,327	3,817
繰延税金資産		893	937
その他の金融資産	12	3,167	3,062
その他の非流動資産		57	55
非流動資産合計		64,647	66,878
資産合計		85,167	94,140

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	12	4,314	3,550
借入金	7,12	2,812	3,054
リース負債		2,769	2,948
預り金		692	775
未払法人所得税		1,233	679
契約負債		3	18
その他の流動負債		1,622	2,116
流動負債合計		13,446	13,139
非流動負債			
借入金	7,12	20,653	28,600
リース負債		17,310	17,796
退職給付に係る負債		268	321
繰延税金負債		1,478	1,630
その他の金融負債	12	893	900
その他の非流動負債		833	1,030
非流動負債合計		41,435	50,278
負債合計		54,881	63,417
資本			
資本金	8	7,669	7,669
資本剰余金	8	7,820	7,820
利益剰余金		13,457	14,069
自己株式		0	0
その他の資本の構成要素		732	602
親会社の所有者に帰属する持分合計		29,678	30,161
非支配持分		608	562
資本合計		30,286	30,723
負債及び資本合計		85,167	94,140

(2)【要約中間連結損益計算書及び要約中間連結包括利益計算書】

【要約中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上収益	5,10	21,611	26,291
売上原価		10,901	14,206
売上総利益		10,711	12,084
販売費及び一般管理費		7,737	10,698
その他の収益		84	365
その他の費用		10	41
営業利益	5	3,047	1,711
金融収益		361	23
金融費用		228	337
税引前中間利益		3,180	1,397
法人所得税費用		1,199	831
中間利益		1,981	566

中間利益の帰属

親会社の所有者		2,009	612
非支配持分		28	46
中間利益		1,981	566

1株当たり中間利益

基本的1株当たり中間利益(円)	11	68.51	20.89
希薄化後1株当たり中間利益(円)	11	68.51	20.89

【要約中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間利益		1,981	566
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
公正価値で測定する金融資産の公正価値の純変動		425	96
純損益に振り替えられることのない項目合計		425	96
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額		1,104	123
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		1,104	123
税引後その他の包括利益		1,529	218
中間包括利益		452	348
中間包括利益の帰属			
親会社の所有者		560	405
非支配持分		108	57
中間包括利益		452	348

(3)【要約中間連結持分変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

注記	親会社の所有者に帰属する持分						その他の資本の構成要素
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	在外営業活動体の換算	新株予約権差額	
2024年4月1日残高	7,669	7,761	10,307	0	589	80	
中間利益	-	-	2,009	-	-	-	
その他の包括利益	-	-	-	-	1,023	-	
中間包括利益合計	-	-	2,009	-	1,023	-	
自己株式の取得	-	-	-	0	-	-	
新株予約権の発行	-	-	-	-	-	6	
株式に基づく報酬取引	-	59	-	-	-	-	7
子会社設立に伴う払込	-	-	-	-	-	-	
子会社の支配喪失に伴う変動	-	-	-	-	-	-	
非支配持分との取引	-	2	-	-	-	-	
所有者との取引額合計	-	57	-	0	-	-	1
2024年9月30日残高	<u>7,669</u>	<u>7,819</u>	<u>12,316</u>	<u>0</u>	<u>435</u>	<u>80</u>	
親会社の所有者に帰属する持分							
注記	その他の資本の構成要素						資本合計
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	合計	合計	合計	合計	合計	
2024年4月1日残高	909	1,578	27,316	689	28,005		
中間利益	-	-	2,009	28	1,981		
その他の包括利益	425	1,448	1,448	80	1,529		
中間包括利益合計	425	1,448	560	108	452		
自己株式の取得	-	-	0	-	0		
新株予約権の発行	-	6	6	-	6		
株式に基づく報酬取引	-	7	52	-	52		
子会社設立に伴う払込	-	-	-	-	-		
子会社の支配喪失に伴う変動	-	-	-	-	-		
非支配持分との取引	-	-	2	32	33		
所有者との取引額合計	-	1	57	32	25		
2024年9月30日残高	<u>484</u>	<u>129</u>	<u>27,933</u>	<u>549</u>	<u>28,482</u>		

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

注記	親会社の所有者に帰属する持分						その他の資本の構成要素 在外営業活動体の換算 新株予約権 差額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式				
2025年4月1日残高	7,669	7,820	13,457	0	35	172		
中間利益	-	-	612	-	-	-		
その他の包括利益	-	-	-	-	112	-		
中間包括利益合計	-	-	612	-	112	-		
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-		
新株予約権の発行	-	-	-	-	-	-		
株式に基づく報酬取引	-	-	-	-	-	78		
子会社設立に伴う払込	-	-	-	-	-	-		
子会社の支配喪失に伴う変動	-	-	-	-	-	-		
非支配持分との取引	-	-	-	-	-	-		
所有者との取引額合計	-	-	-	-	-	78		
2025年9月30日残高	<u>7,669</u>	<u>7,820</u>	<u>14,069</u>	<u>0</u>	<u>147</u>	<u>250</u>		
親会社の所有者に帰属する持分								
注記	その他の資本の構成要素						資本合計	
	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定する金融資 産	合計	合計	合計	合計	合計		
2025年4月1日残高	595	732	29,678	608	30,286			
中間利益	-	-	612	46	566			
その他の包括利益	96	208	208	11	218			
中間包括利益合計	96	208	405	57	348			
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-		
新株予約権の発行	-	-	-	-	-	-		
株式に基づく報酬取引	-	78	78	-	78			
子会社設立に伴う払込	-	-	-	22	22			
子会社の支配喪失に伴う変動	-	-	-	11	11			
非支配持分との取引	-	-	-	-	-	-		
所有者との取引額合計	-	78	78	11	89			
2025年9月30日残高	<u>499</u>	<u>602</u>	<u>30,161</u>	<u>562</u>	<u>30,723</u>			

(4) 【要約中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位 : 百万円)

注記	前中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間利益	3,180	1,397
減価償却費及び償却費	1,196	2,326
金融収益	361	11
金融費用	228	332
固定資産除却損	2	4
固定資産売却損益 (　は益)	2	1
営業債権及びその他の債権の増減額 (　は増加)	839	269
営業債務及びその他の債務の増減額 (　は減少)	494	311
棚卸資産の増減額 (　は増加)	44	23
未払有給休暇の増減額 (　は減少)	111	139
その他の流動資産の増減額 (　は増加)	152	129
その他の流動負債の増減額 (　は減少)	5	397
その他	81	13
小計	2,911	3,862
利息及び配当金の受取額	8	23
利息の支払額	226	331
配当金の受取額	-	27
法人所得税の支払額	776	1,216
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,916	2,365
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,855	3,258
有形固定資産の売却による収入	5	3
無形資産の取得による支出	11	63
政府補助金による収入	-	27
子会社の取得による支出	240	61
子会社の売却による収入	89	-
子会社の売却による支出	-	18
敷金・保証金の差入による支出	148	62
敷金・保証金の返還による収入	20	11
貸付による支出	1	2
貸付金の回収による収入	1	2
子会社持分の取得対価の調整に伴う一部対価の返還による収入	117	-
投資の払戻による収入	-	25
その他	-	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,024	3,397
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金による収入	7	6,960
長期借入金の返済による支出	7	1,175
リース負債の返済による支出		660
新株予約権の発行による収入		6
非支配持分からの子会社持分取得による支出		33
非支配持分からの払込による収入		-
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,098	6,881
現金及び現金同等物に係る換算差額	83	58
現金及び現金同等物の増減額 (　は減少)	4,907	5,791
現金及び現金同等物の期首残高	8,256	7,533
現金及び現金同等物の中間期末残高	13,163	13,324

【要約中間連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社シーウーチー（以下「当社」という。）は日本に所在する株式会社です。本社の住所は東京都港区芝浦三丁目1番1号です。本要約中間連結財務諸表は、2025年9月30日を期末日とし、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）により構成されています。当社の親会社はエムスリー株式会社です。

当社グループの事業内容は、医療機関事業、ホスピス事業、居宅訪問看護事業、メディカルケアレジデンス事業、その他事業です。各事業の内容については注記「5. セグメント情報」に記載しています。

2. 作成の基礎

(1) 要約中間連結財務諸表がIFRSに準拠している旨の記載

当社グループの要約中間連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しています。

なお、要約中間連結財務諸表は、年度の連結財務諸表で要求されているすべての情報を含んでいないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものです。本要約中間連結財務諸表は、2025年11月13日に代表取締役によって承認されています。

(2) 測定の基礎

当社グループの要約中間連結財務諸表は、公正価値で測定する特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しています。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しています。

3. 重要性がある会計方針

本要約中間連結財務諸表の作成に適用した重要性がある会計方針は、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一です。

なお、要約中間連結財務諸表における法人所得税費用は、見積平均年次実効税率を用いて算定しています。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

要約中間連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積り及び仮定とは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った要約中間連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは、前連結会計年度の連結財務諸表と同様です。

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、「医療機関」、「ホスピス」、「居宅訪問看護」及び「メディカルケアレジデンス」の4つを報告セグメントとしています。

「医療機関」は、国内においては経営戦略支援、経営管理支援、人事労務支援等を主な支援メニューとした医療機関に対する各種運営サポートを提供し、海外においては、米国では足病及び下肢静脈疾患クリニックの運営等、東南アジアでは医療機関に対する経営支援等を行っています。「ホスピス」は、ホスピス型住宅の入居者に訪問看護及び訪問介護サービスを提供、「居宅訪問看護」は、居宅の利用者に訪問看護サービスを提供しています。「メディカルケアレジデンス」は住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及びリハビリ強化型デイサービスの運営や施設入居者への定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの運営を行っています。

(2) 報告セグメントに関する情報

当社グループの報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失、及びその他の項目は以下のとおりです。

なお、報告セグメント間の売上収益は、市場実勢価格に基づいています。

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	要約中間 連結財務 諸表
	医療機関	ホスピス	居宅訪問 看護	メディカ ルケアレ ジデンス	計				
売上収益									
外部収益	8,746	6,705	6,077	-	21,528	83	21,611	-	21,611
セグメント間収益	157	-	-	-	157	-	157	157	-
合計	8,903	6,705	6,077	-	21,685	83	21,768	157	21,611
セグメント利益又は損失 () (注)3	2,201	690	540	-	3,430	55	3,486	439	3,047
金融収益	-	-	-	-	-	-	-	-	361
金融費用	-	-	-	-	-	-	-	-	228
税引前中間利益	-	-	-	-	-	-	-	-	3,180
中間利益	-	-	-	-	-	-	-	-	1,981
その他の項目									
減価償却費及び償却費	479	469	244	-	1,192	4	1,196	-	1,196

(注) 1. その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、調剤薬局サービス、眼科材料及び眼鏡用品の販売サービス等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

セグメント利益の調整額 439百万円は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等です。

3. セグメント利益は、要約中間連結損益計算書の営業利益と一致しています。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	要約中間 連結財務 諸表
	医療機関	ホスピス	居宅訪問 看護	メディカルケアレジデンス	計				
売上収益									
外部収益	8,002	7,936	6,515	3,797	26,250	41	26,291	-	26,291
セグメント間収益	223	-	3	-	226	-	226	226	-
合計	8,225	7,936	6,517	3,797	26,475	41	26,516	226	26,291
セグメント利益又は損失 () (注)3	1,475	139	657	96	2,175	10	2,165	454	1,711
金融収益	-	-	-	-	-	-	-	-	23
金融費用	-	-	-	-	-	-	-	-	337
税引前中間利益	-	-	-	-	-	-	-	-	1,397
中間利益	-	-	-	-	-	-	-	-	566
その他の項目									
減価償却費及び償却費	542	701	257	822	2,322	4	2,326	-	2,326

(注) 1 . その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、眼科材料及び眼鏡用品の販売サービス、M&A仲介サービス等を含んでいます。

2 . 調整額は以下のとおりです。

セグメント利益の調整額 454百万円は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等です。

3 . セグメント利益は、要約中間連結損益計算書の営業利益と一致しています。

(3) 報告セグメントの変更に関する情報

前中間連結会計期間における「医療機関」「ホスピス」「居宅訪問看護」の3つの報告セグメントに加え、前連結会計年度第3四半期に子会社化した株式会社ノアコンツェルを、新たに「メディカルケアレジデンス」として追加しています。

6. 企業結合

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(1) 企業結合の概要

重要な該当事項はありません。

(2) 条件付取得対価

前連結会計年度以前に実施した企業結合により、条件付取得対価に係る負債を認識しています。条件付取得対価は、CHANGE UNTIL CHANGE MANAGEMENT SERVICES JOINT STOCK COMPANY（以下「CUCMS」という。）の企業結合により生じたものです。CUCMSの企業結合による条件付取得対価は、2019年10月にCUCMSを買収した際の株式譲渡人とのConditions Subsequent達成進捗に応じたものであり、そこには薬局事業のライセンスの取得や株式譲渡人からの土地譲受手続の完了等が含まれます。これにより最大で870億ベトナムドンを支払う可能性があります。

条件付取得対価の公正価値は、契約相手に支払う可能性がある金額について、その発生可能性を加味した現在価値で算定しています。

条件付取得対価の公正価値ヒエラルキーのレベルは、レベル3です。条件付取得対価に係る負債の変動については注記「12. 金融商品の公正価値」に記載しています。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(1) 企業結合の概要

重要な該当事項はありません。

(2) 条件付取得対価

前連結会計年度以前に実施した企業結合により、条件付取得対価に係る負債を認識しています。条件付取得対価は、CHANGE UNTIL CHANGE MANAGEMENT SERVICES JOINT STOCK COMPANY（以下「CUCMS」という。）の企業結合により生じたものです。CUCMSの企業結合による条件付取得対価は、2019年10月にCUCMSを買収した際の株式譲渡人とのConditions Subsequent達成進捗に応じたものであり、そこには薬局事業のライセンスの取得や株式譲渡人からの土地譲受手続の完了等が含まれます。これにより最大で870億ベトナムドンを支払う可能性があります。

条件付取得対価の公正価値は、契約相手に支払う可能性がある金額について、その発生可能性を加味した現在価値で算定しています。

条件付取得対価の公正価値ヒエラルキーのレベルは、レベル3です。条件付取得対価に係る負債の変動については注記「12. 金融商品の公正価値」に記載しています。

7. 借入金

当中間連結会計期間において、当社は、国内ホスピス建設資金を目的として金融機関とのシンジケートローン契約を締結し、長期借入金の借入を行いました。

新たに締結したシンジケートローン契約の主な内容は、以下のとおりです。

(1) 借入先

株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社SBI新生銀行、

株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社武蔵野銀行

(2) 借入金額 9,700百万円

(3) 借入実行日 2025年7月30日

(4) 返済期限 2035年7月30日

(5) 借入金利 基準金利にスプレッドを加算した利率

(6) 主な借入人の義務

以下の財務制限条項を同時に遵守することです。

各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書に記載される資本合計の金額を、前決算期の末日又は2025年3月決算期の末日の連結財政状態計算書における資本合計の金額のいずれか大きい方の金額の75%以上の金額に維持すること

各年度の決算期の連結損益計算書における営業損益について2期連続の赤字を回避すること

8. 資本及びその他の資本項目

授権株式数及び発行済株式総数の増減は以下のとおりです。

(単位：株)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
授権株式数		
普通株式	90,000,000	90,000,000
発行済株式総数		
普通株式		
4月1日現在	29,990,400	29,990,400
期中増減	-	-
9月30日現在	29,990,400	29,990,400

9. 配当金

該当事項はありません。

10. 売上収益

主たる地域市場による収益の分解と報告セグメントとの関連は以下のとおりです。

なお、前連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しています。詳細は、「第4 経理の状況 1. 要約中間連結財務諸表 要約中間連結財務諸表注記 5. セグメント情報」の(3) 報告セグメントの変更に関する情報に記載のとおりです。

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	医療機関	ホスピス	居宅訪問看護	メディカルケアレジデンス		
地域別						
日本	4,895	6,705	6,077	-	83	17,761
アジア	133	-	-	-	-	133
米国	3,310	-	-	-	-	3,310
合計	8,337	6,705	6,077	-	83	21,203

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	医療機関	ホスピス	居宅訪問看護	メディカルケアレジデンス		
地域別						
日本	4,163	7,936	6,515	3,797	41	22,452
アジア	151	-	-	-	-	151
米国	3,232	-	-	-	-	3,232
合計	7,545	7,936	6,515	3,797	41	25,834

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
顧客との契約から認識した収益	21,203	25,834
投資不動産のオペレーティング・リースに係るリース収益	228	228
実効金利法を用いて計算した金利収益	98	153
償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた利得	83	75
合計	21,611	26,291

11. 1株当たり利益

基本的1株当たり中間利益及び希薄化後1株当たり中間利益の算定上の基礎は以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
親会社の所有者に帰属する中間利益(百万円)	2,009	612
中間利益調整額(百万円)	-	-
希薄化後1株当たり中間利益の計算に使用する 中間利益(百万円)	2,009	612
加重平均普通株式数(株)	29,315,338	29,315,309
普通株式増加数		
新株予約権(株)	-	-
希薄化後の加重平均普通株式数(株)	29,315,338	29,315,309
基本的1株当たり中間利益(円)	68.51	20.89
希薄化後1株当たり中間利益(円)	68.51	20.89
逆希薄化効果を有するため、希薄化後1株当たり中間利 益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類 (新株予約権の数 6,220株)	新株予約権8種類 (新株予約権の数 7,194株)

12. 金融商品の公正価値

(1) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとあります。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務のうち、リース債権を除くものは、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、開示を省略しています。

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務は償却原価で測定しています。ただし、その内リース債権はIFRS第16号に従い測定しています。

リース債権の公正価値については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値に基づいて算定しています。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しており、レベル1に分類しています。

非上場株式の公正価値については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法等により算定しています。当該公正価値の測定には、投資先の将来キャッシュ・フロー、割引率等の観察可能でないインプットを利用しており、レベル3に分類しています。

その他の金融負債（条件付対価）については、土地使用権の移転手続完了等により、将来追加で支払いが発生する金額、又は企業結合後の特定の業績指標の達成度合いに応じて支払いが見込まれる金額をもとに公正価値を見積もっており、いずれもレベル3に分類しています。

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつており、開示を省略しています。

長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）の公正価値については、当該長期借入金の将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値に基づいて算定しており、レベル2に分類しています。

(2) 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとあります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当中間連結会計期間 (2025年9月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
資産				
リース債権	60	60	28	28
合計	60	60	28	28
負債				
長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）	23,455	23,116	31,655	31,333
合計	23,455	23,116	31,655	31,333

(3) 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能なインプットを直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：重大な観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりです。

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	1,218	-	-	1,218
出資金	-	-	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	-	-	520	520
合計	1,218	-	520	1,738
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債				
条件付取得対価	-	-	708	708
合計	-	-	708	708

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	1,088	-	-	1,088
出資金	-	-	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	-	-	495	495
合計	1,088	-	495	1,583
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債				
条件付取得対価	-	-	718	718
合計	-	-	718	718

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各年度の期首時点で発生したものとして認識しています。前連結会計年度及び当中間連結会計期間において、レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われていません。

評価プロセス

レベル3に分類された金融商品に係る公正価値の測定は四半期ごとにグループ会計方針に準拠して公正価値を測定し、上位者に報告され承認を受けています。

レベル3に分類された金融商品に関する定量的情報

感応度分析

重要な観察可能でないインプットのうち、投資先固有のリスクに係る割引率が上昇（低下）した場合は、株式の公正価値は減少（増加）します。

レベル3に分類された金融資産について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の変動は見込まれていません。

レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表
レベル3に分類された金融商品の当期首から当期末までの変動は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
	その他の金融資産	その他の金融負債 (注)	その他の金融資産	その他の金融負債 (注)
期首残高	322	600	520	708
利得及び損失合計				
純損益	-	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-
取得	-	76	-	-
売却(決済)	-	-	-	-
その他	18	20	25	10
期末残高	304	656	495	718
報告期間末に保有している資産及び負債について純損益に計上された当期の未実現損益の変動	-	-	-	-

(注) その他の金融負債は条件付取得対価です。

13. 関連当事者

関連当事者との取引

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

種類	氏名	関連当事者関係の内容	取引金額	未決済金額
役員	濱口慶太	納税保証(注)	603	-

(注) 当社グループの海外事業推進のために海外居住する濱口慶太の保有する有価証券の出国税猶予の納税保証を行ったものです。なお、保証料は受け入れていません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月13日

株式会社シーウーラー¹
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 正英

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村田 賢士

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーウーラーの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社シーウーラー及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるとして判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。